



令和2年度第1回 始良市子ども・子育て会議

日 時 令和2年6月15日（月）
午後6時30分から
場 所 始良公民館 2階 会議室1・2・3

【第1部：委嘱状交付式】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 閉会

【第2部：第1回始良市子ども・子育て会議】

- 1 開会
- 2 委員及び事務局自己紹介
- 3 会長選出
- 4 会長あいさつ
- 5 審議

P. 5～ ①定員変更について 資料1

P. 6～ ②保育所の設置認可について 資料2

P. 8～ ③施設整備計画について 資料3

- 6 報告

P. 10～ ①令和元年度事業実績報告 資料4

P. 13～ ②始良市立保育所等の民営化に向けた経過及び今後の予定 資料5

- 7 その他

P. 14～ 今後の日程について

始良市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	役 職	氏 名	委 嘱 期 間
子ども・子育て支援に 関し学識経験を 有する者	学識経験を有する者	有 村 玲 香	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	始良地区医師会代表	山 野 ち な み	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	民生委員・児童委員代表	富 重 律 子	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	市教育委員代表	藤 谷 和 泉	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	市学校長会代表	牧 野 田 弘 一	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	市母子保健推進員代表	杉 尾 育 代	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
子ども・子育て支援に 関する事業に 従事している者	市社会福祉協議会代表	長 尾 貴 史	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	市地域自立支援協議会代表	小 門 口 幸 二	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	市内幼稚園代表	矢 野 芳 秀	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	市内保育所代表	長 井 洋	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	市児童クラブ連絡協議会代表	駒 倉 國 治	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
その他市長と 必要と認める者	市議会議員代表	堀 廣 子	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	小学校PTA代表	島 畑 ユウ子	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	幼稚園保護者代表	石 原 か す み	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日
	保育所保護者代表	大 脇 松 子	令和2年6月15日 ～令和4年3月31日

○始良市子ども・子育て会議条例（平成26年3月31日条例第2号）

○始良市子ども・子育て会議条例

平成26年3月31日条例第2号

改正

平成27年3月26日条例第8号

始良市子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、始良市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- （2） 子ども・子育て支援に関する事業に従事している者
- （3） その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、任期中委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもみらい課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、会長が定められていない場合は、市長が会議を招集する。

附 則（平成27年3月26日条例第8号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

始良市子ども・子育て会議運営指針

始良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の円滑な運営を図るため、次の事項について定める。

1 会議の開閉

会議の開会と閉会は、会長が宣告する。

2 発言

委員は、会長の許可を得た後に発言するものとする。

3 会議の記録

次に掲げる事項を記録した会議録を子どもみらい課（以下「事務局」という。）にて作成し、保存するものとする。また、会議録には会長とあらかじめ会長が議事に先立ち指名した出席委員が署名するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 会議の議題
- (4) 会議経過の要旨
- (5) その他会長が必要と認めた事項

4 会議録等の公開

会議録や会議資料は、原則公開とし、その公開方法については、次のとおりとする。ただし、ホームページに掲載する場合は、要点筆記形式とする。

- (1) 事務局での閲覧
- (2) ホームページへの掲載

5 会議の公開

会議は、原則公開とし、会議の開催に当たってはホームページに開催の概要を掲載する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 始良市情報公開条例（平成22年始良市条例第17号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を議事とする場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

6 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に必要事項を記入するものとする。

(2) 傍聴の受付時間は、原則として会議の開会予定時刻の30分前から15分前までとする。

7 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、会場の規模に応じて会長が調整する。また、傍聴希望が定員を超えるときは、先着順とする。

8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。

(2) 写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(3) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) やむ得ない場合を除き、傍聴中に入退室をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

9 傍聴が認められない者

鈍器その他の危険なものを持っている者、酒気を帯びている者、審議に影響を及ぼす恐れのあるものを携帯又は着用している者、その他秩序を乱す恐れがあると認められる者の傍聴は禁止とする。

10 傍聴人の退場

傍聴人は、会議を公開しないと決定したときは、速やかに退場しなければならない。

11 職員の指示

傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

12 違反に対する措置

傍聴人がこの運営指針に違反するときは、会長はこれを制止するとともに、その指示に従わないときは、事務局の職員に命じ、退場させることができる。

13 その他

上記に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項が生じたときは、会長が会議に諮って定める。

14 附則

この運営指針は、令和2年4月1日から施行する。

定員変更について

概要

1. 施設情報

施設名称	アゼリア幼稚舎
施設区分	事業所内保育所
所在地	始良市加治木町港町145-1(柁城小校区内)
運営主体	医療法人 恵陽会
設置年月	平成30年4月

2. 変更内容

変 更 前			
名 称	アゼリア幼稚舎		
種 別	事業所内保育所		
所在地	始良市加治木町港町147-2		
定 員	1号認定	(幼)3歳～5歳	人
	2号認定	2号認定(保)3歳～5歳	人
		3歳(保)	人
		4歳(保)	人
		5歳(保)	人
	3号認定	3号認定(保)0歳～2歳	15人
		0歳(保)	5人
1歳(保)		5人	
2歳(保)		5人	
計		15人	



変 更 後			
名 称	アゼリア幼稚舎		
種 別	事業所内保育所		
所在地	始良市加治木町港町145-1		
定 員	1号認定	(幼)3歳～5歳	人(+ 人)
	2号認定	2号認定(保)3歳～5歳	人(+ 人)
		3歳(保)	人(+ 人)
		4歳(保)	人(+ 人)
		5歳(保)	人(+ 人)
	3号認定	3号認定(保)0歳～2歳	19人(+ 4人)
		0歳(保)	5人(+ 人)
		1歳(保)	6人(+ 1人)
		2歳(保)	8人(+ 3人)
	計		19人(+ 4人)

3. 変更理由

施設移転に伴う事業所面積の拡大に伴う定員の変更。

資料 2

保育所の設置認可について

1. 施設名称 : (仮称) 宮島わらべ保育園
2. 施設区分 : 保育所
3. 設置主体 : 社会福祉法人 清心福祉会(東京都八王子市左入町 373 番地 1 号)
4. 設置場所 : 始良市宮島町 44 番地 3 と 44 番地 4
5. 事業開始予定年月日 : 令和 3 年 4 月 1 日
6. 利用定員 : 60 人

2号認定	5歳児	4歳児	3歳児
	11人	10人	10人
3号認定	2歳児	1歳児	0歳児
	10人	10人	9人

7. 認可定員 : 1号認定…0人、2号認定…31人、3号認定…29人
8. 保育提供時間 : 11時間 (7:00~18:00)
9. 給食の実施 : 実施 (自園調理方式)
10. その他の事業の実施 : 延長保育事業、一時預かり事業
11. 建物構造 : 鉄筋コンクリート造り 3階
12. 施設設備 : 以下の通り

設備	敷地全体	園舎	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室
居室数/面積	1,032.00 m ²	510.35 m ²	1室/66.83 m ²	1室/60.93 m ²	4室/175.21 m ²	1室/85.01 m ²
1人あたりの面積			7.42 m ²	6.09 m ²	4.27 m ²	2.07 m ²
設備	屋外遊技場					
設置場所	敷地内					
面積	全体の面積		256.35 m ²	満2歳以上児1人あたり面積		6.25 m ²
設備	調理室・調理設備					
設置状況	調理室					

市町村における事前協議に係る証明書

下記施設の設置認可等申請については、事前協議を行い、設置認可等申請を行うことを了承していることを証明します。

なお、6月15日開催の始良市子ども・子育て支援会議においても、下記施設の設置及び定員について、了承を得ていること申し添えます。

記

1 施設名：(仮称) 宮島わらべ保育園

2 施設類型：保育所

令和2年6月15日

市町村担当課長 有田 加代子 印

※ 申請者は、施設の所在市町村から上記証明書の交付を受け、設置認可等申請書に添付すること。

施設整備計画について

I. 承認済みの整備計画の進捗

1. 社会福祉法人 清心福祉会

施設区分：保育所

定員：60人

開所予定：令和3年4月1日

進捗：本会議での審議後、県に認可申請予定。
7月中に着工予定。

2. 社会福祉法人 実窓寺福祉会

施設区分：小規模保育所

定員：19人

開所予定：令和3年4月1日

進捗：6月中に建設予定地の造成が完了予定。
10月頃に本体工事着工予定。

3. 株式会社 ニチイ学館

施設区分：小規模保育所

定員：19人

開所予定：令和3年4月1日

進捗：建設予定地未定。

懸案事項：連携施設の確保。

Ⅱ. 新規整備計画

1. 設置主体

社会福祉法人 建昌福祉会

(運営実績：認定こども園：4施設、小規模保育所：1施設)

2. 事業概要

施設形態：幼保連携型認定こども園

施設名称：(仮称)すずらんこども園

建設予定地：始良市船津 1697-1 (下図参照)

定員：30人(1号認定：10人、2号認定：11人、3号認定：9人)

3. 事業計画

令和3年度 施設整備

令和4年4月1日 開所



令和元年度 子ども・子育て支援事業等実績

所管	事業名	事業内容	平成30年度	令和元年度
子ども みらい課 子ども 政策係	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援に係る施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議を行う。	3 回開催	4 回開催
	公立保育所等の運営管理事業	市内公立保育所及び認定こども園の運営及び管理。	保育所: 4施設 認定こども園: 1施設	
	次世代育成支援対策施設整備事業	待機児童解消につながる、保育所及び認定こども園等の創設、改修等に係る費用の一部を助成する。	実績なし	実績なし
	家庭的保育事業所等の認可	小規模保育事業所等の認可。	実績なし	実績なし
	地域子育て支援センター事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	6 施設 延べ 30,645 人	6 施設 延べ 25,861 人
	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や週末等に安心して生活できる居場所を確保し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、健全な育成を図る。	20 施設 延べ: 162,067 人 登録: 850 人	22 施設 延べ: 172,471 人 登録: 989 人
	子育てコンシェルジュ事業	子育てについて気軽に相談できる場として、イオンゆめみらい保育園あいら内に相談窓口を設置し、相談員(子育てコンシェルジュ)を配置。 事業の運営はイオンタウン株式会社に業務委託。 開設日: 土・日・月曜日	延べ 115 件	延べ 359 件
	あいら子育て支援講座運営委託事業	子育て世帯等の抱える様々な悩みを解消することを目的として、子育てに関する情報発信等を行う講座を月2回程度開催。 開催日: 第2、第4月曜日 講座の企画運営はイオンタウン株式会社に業務委託。	23 回 526 人 236 組	21 回 592 人 273 組
	休日保育事業	認可保育所等において、保護者が就労等により日曜及び祭日に家庭内で保育できない未就学児の保育を行う。	延べ 172 人	延べ 98 人

所管	事業名	事業内容	平成30年度	令和元年度
子どもみらい課 保育係	認可保育所等入所事業	認可保育所等への入所受付及び利用調整を行う。	受付 1,958 人 入所 1,796 人	受付 2,056 人 入所 1,816 人
	支給認定証発行事務	支給認定申請受付及び支給認定証の発行を行う。	待機児童 62 人	待機児童 95 人
	認可保育所等給付事業	認可保育所等において、保護者が就労等により日中に家庭内で保育できない未就学児の保育の実施及びそれに要する費用の支弁を行う。	63 施設 2,255 人	61 施設 2,274 人
		子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付を行う。		32 施設 618 人
	保育体制強化事業	清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う者の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。		3 施設
	延長保育事業	やむを得ない理由により、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する。	26 施設 延べ 20,847 人	26 施設 延べ 21,392 人
	一時保育促進事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園等において、一時的に預かり、保育を行う。	一般型 9 施設 延べ 2,461 人	一般型 11 施設 延べ 2,093 人
			幼稚園型 9 施設 延べ 17,378 人	幼稚園型 11 施設 延べ 20,381 人
	病児・病後児保育事業	保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う。	病児 1 施設 延べ 472 人	病児 1 施設 延べ 488 人
			病後児 1 施設 延べ 80 人	病後児 1 施設 延べ 94 人
	障害児保育事業	認可保育所等が障害児を保育するために加配する保育士の雇用等に要する経費について、市が助成を行う。	重度 4 人 軽度 2 人	重度 6 人 軽度 1 人
	子どものショートステイ事業	保護者の疾病等により家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。	5 件	7 件
	ファミリーサポートセンター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する。	980 件	379 件

所管	事業名	事業内容	平成30年度	令和元年度
子ども福祉係	家庭児童相談事業	子どもとその家庭及び妊産婦等が抱える様々な困りごとや悩みの相談及び支援を行う。	308 人	312 人
学校事務係	実費徴収に係る補足給付を行う事業 (施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助)	保護者が支払うべき食事の提供(副食の提供に限る。)にかかる実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する。		2 施設 435 人
健康増進課 母子保健係	母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時に、妊娠・出産・育児に関する情報の提供を行っている。また、あわせて妊婦健康診査受診票(14回分)を交付し、定期健診の受診勧奨を行っている。	580 人	566 人
	乳幼児健康診査事業	乳幼児期における発育・発達の確認および疾病の早期発見・早期対応、育児情報の提供等を行っている。(保健センター等で実施)	3,332 人	2,927 人
	母子健康相談事業	乳幼児の身体計測や育児に関する相談に保健師・助産師・栄養士等が応じている。	延べ 1,098 人	延べ 1,143 人
	訪問指導事業	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。	2か月児 616 件	2か月児 459 件
	利用者支援事業(母子保健型)	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。	1 か所	1 か所

始良市立保育所等の民営化に向けた経過及び今後の予定

1. 経過

年月日	内 容
平成 30 年 12 月	始良市立保育所等民営化実施計画書の策定
平成 31 年 4 月	始良市立保育所等民営化実施計画書の説明 (重富保育所、帖佐保育所、加治木保育所、大楠ちびっ子園)
令和元年 5 月 ～ 8 月	分筆登記及び境界確定業務 (重富保育所、加治木保育所) 境界確定業務 (帖佐保育所、大楠ちびっ子園)
令和元年 7 月	埋蔵文化財包蔵地試掘調査 (重富保育所)
令和元年 10 月 ～令和 2 年 1 月	始良市立保育所等不動産鑑定評価 (重富保育所、帖佐保育所、加治木保育所、大楠ちびっ子園)
令和元年 10 月 ～令和 2 年 3 月	始良市立保育所等の民間移管にかかる募集要項検討委員会
令和 2 年 5 月 30 日	始良市立保育所等民間移管にかかる法人選考委員会 (募集要項の提案)

2. 今後の予定

時 期		内 容
令和 2 年度 法人募集	2020 年 6 月 22 日	第 2 回法人選考委員会 (募集要項の決定)
	2020 年 7 月	第 1 回公募 (7 月末期限)
法人選定	8 月	第 3 回法人選考委員会 (選考表、面接質問事項の検討)
	9 月	第 4 回法人選考委員会 (移管法人の選定)
法人募集	10 月	協定書締結
	11 月	
	12 月	第 2 回公募 (12 月末期限)
	2021 年 1 月	第 5 回法人選考委員会 (選考表、面接質問事項の検討)
法人選定	2 月	第 6 回法人選考委員会 (移管法人の選定)
	3 月	協定書締結
令和 3 年度	2021 年 4 月	市と移管先法人による業務引継開始 三者協議会 (各代表者による、以後随時開催)
	6 月	施設設置認可の申請手続き (認定こども園、保育所移管先法人)
	11 月	第 1 次入所児童募集 (～12 月中旬まで) 廃止条例の手続き
	12 月	第 2 次入所児童募集 (12 月中旬～ 3 月まで)
	2022 年 1 月	移管者との引継及び共同保育の実施 (3 月まで)
	2 月	施設廃止届提出【県】
共同保育	3 月	
	令和 4 年度	2022 年 4 月

今後の会議日程等について

子ども・子育て会議				始良市立保育所等の民間移管 にかかる法人選考委員会				
月	会(予定)	回数	開始時間	会(予定)	曜日	回数	開始時間	出席予定委員
5				5月30日	土	①	14:00	全員
6	6月15日	①	18:30	6月22日	月	②	14:00	全員
7								
8				8月		③	14:00	全員
9				9月		④	14:00	全員
10	10月19日	②						
11								
12								
1				1月		⑤	14:00	全員
2	2月	③		2月		⑥	14:00	全員
3								